

札幌市図書館資料収集要綱

制定…平成5年4月1日

改正…平成14年7月1日

改正…平成26年1月20日

改正…平成28年5月27日

改正…平成28年9月7日

改正…令和3年3月16日

(目的)

第1条 この要綱は、図書館法（昭和25年法律第118号）の趣旨に従い、札幌市図書館条例（昭和25年条例第20号）第2条に定める事業を行うため、本市図書館における図書館資料（以下「資料」という。）の収集に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 本市図書館は、「図書館の自由に関する宣言」及び「図書館員の倫理綱領」に則り、利用者の知る自由と資料要求に可能な限り対応するため、札幌市図書館における図書館資料の選定基準を別に定め、公立図書館の役割、社会の動向に配慮しつつ、収集を行うものとする。

2 資料の収集に際しては、前項の選定基準に加え、札幌市図書館における運営方針等及び各図書施設の収集計画に則り、収集資料の選定を行う。

(資料の収集方法)

第3条 資料の収集は、購入によるほか、寄贈資料を積極的に活用する。

(収集資料)

第4条 収集する資料は、主として国内で発行されている各分野の広範囲なものとし、国外で出版されたものは必要に応じ収集する。

(札幌市の資料収集範囲)

第5条 本市図書館は中央図書館、図書・情報館、えほん図書館、地区図書館、区民・地区センター図書室などがそれぞれの規模、地域性、特性、機能に応じた資料を収集することによって、札幌市の全図書施設での蔵書の充実を体

系的に図る。

(中央図書館の資料収集範囲)

第6条 本市図書館の中心施設として、一般的資料からより専門的な資料を広範囲にわたり収集する。

- 2 調査研究に資する参考資料を収集する。
- 3 札幌市を中心とする北海道全域の郷土資料を可能な限り広範囲に収集する。
- 4 中央区の地区図書館として、地域住民の教養、文化の向上並びに地域の情報・教育・レクリエーション及び日常生活に役立つ資料を収集する。

(札幌市図書・情報館の資料収集範囲)

第7条 都心に集う市民の課題解決に役立つ施設として、仕事や暮らしに関する資料を収集する。

- 2 札幌文化芸術劇場及び札幌文化芸術交流センターとの複合施設であることを踏まえ、文化芸術に関する資料を収集する。
- 3 市民や来訪者に向けて札幌の魅力を伝える資料を収集する。

(札幌市えほん図書館の資料収集範囲)

第8条 乳幼児の読書活動を推進する絵本専門の施設として、絵本及び絵本文化を広く理解するための資料を収集する。

- 2 乳幼児の読書活動を通じて子育てに係る人を支援するため、幼児教育及び子育て関連資料を収集する。

(地区図書館の資料収集範囲)

第9条 区内図書館の中心施設として、地域住民の教養、文化の向上並びに地域の情報・教育・レクリエーション及び日常生活に役立つ資料を収集する。

- 2 一般教養的事項にかかる参考資料を収集する。
- 3 地域に密接な郷土資料を収集する。

(区民センター及び地区センター図書室の資料収集範囲)

第10条 市民の身近な図書館施設として、文芸書を主体とする一般図書・児童図書及び軽易な参考図書を中心に収集する。

- 2 日常生活に密着した実用性の高いものを主体とする資料を収集する。

（その他の図書館施設の資料収集範囲）

第 11 条 図書コーナーにあつては、気軽に利用できる文芸書、日常生活に密着した実用書及び平易な児童図書を主体とする資料を収集し、規模に応じて日常生活に役立つ参考図書を収集する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 資料収集方針は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 1 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 9 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。